

日本国憲法の三大原則の遵守と尊重を求める意見書

日本国憲法では、次の3つの基本原則を定めている。

その第一は、「国民主権」である。主権とは、国の意思を決定する権利であるが、この主権は国民にあるということは、国の意思は国民が決定できる、ということである。

第二は、「基本的人権の尊重」である。基本的人権とは、人が生まれながらにして持っている権利である。例えば、生存する権利や自由を求める権利などである。この権利は、最大限に尊重される必要があり、侵すことのできない永久の権利として日本国憲法に規定されている。

第三は、「平和主義」である。第二次世界大戦、太平洋戦争の反省に立って日本は、「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」を憲法に定めている。

これら日本国憲法の三大原則は、歴史の中で私たちが生きるために獲得した財産である。

本市は、自治基本条例において、主権者が市民であることを明記し、三鷹市民は、世界平和への寄与、基本的人権の尊重に基づく市民自治を実現することを目指している。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、日本国憲法の三大原則を遵守し、尊重することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重